

「(仮称)静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」骨子案へ ご意見をお寄せください

条例を制定する背景

2050年カーボンニュートラル※の実現に向け、化石燃料由来の電力を、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー由来の電力に転換していく必要があります。

しかし、太陽光発電施設の地上設置型については、森林伐採・土砂災害や濁水の発生・景観への影響・反射光による生活環境への影響、さらには廃棄も含めた適切な維持管理が実施されていないなどの問題が全国各地で顕在化しています。静岡市でも同様の問題が一部で発生しており、今後大きな問題となることが懸念されます。

※二酸化炭素の排出量と吸収量が同じになる状態

森林伐採



土砂災害・濁水の発生



景観への影響



など

防災・環境・景観等への影響

市として適切に対処するために…

防災、環境保全、景観等に配慮がなされ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施され、適正な維持管理に向けた事業者への指導が実効性をもって行うことができるよう、新たに**太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理を規定した条例**を制定することとしました。

条例の目的

この条例をつくるとどうなるの?



太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続について必要な事項を定めることにより、防災・環境保全・景観等に配慮がなされ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることを目的とします。

市の責務 / 事業者の責務 / 土地所有者等の責務

市

・目的を達成するため、必要な措置を適かつ円滑に講ずる。

事業者

・太陽光発電事業を円滑かつ確実に行うために関係法令の規定を遵守する。
・太陽光発電施設の設置にあたり、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適正な実施その他規則で定める必要な措置を講ずる。
・維持管理等に要する費用や廃止に要する費用を確保する。

土地
所有者等

・災害の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努める。

対象となる施設

どのような太陽光発電施設が対象となるの?



太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設(建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置するもの、又は農地法に基づく一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置するものを除きます。)で合計出力が10kW*以上の施設が対象となります。(増設により合計出力が10kW以上となるものを含みます。)

*出力10kWの施設面積:おおよそ100m²~150m²



土砂災害や環境、景観等に大きな影響を及ぼすことが懸念される区域を「設置規制区域」として設定します。

区域

※詳細は、条例骨子案5ページから7ページをご覧ください。

- ① 保安林、地域森林計画対象民有林
- ② 地すべり防止区域
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域
- ④ 土砂災害(特別)警戒区域
- ⑤ 砂防指定地
- ⑥ 鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域
- ⑦ 自然公園の特別保護地区、特別地域
- ⑧ 南アルプスユネスコエコパーク登録地域の核心地域、緩衝地域
- ⑨ 風致地区
- ⑩ 農業振興地域内の農用地区域
- ⑪ 静岡市景観計画で定めた重点地区
- ⑫ 国指定名勝のうち名勝三保松原の特別保護地区、保全地区・名勝日本平の特別地区、保全地区
- ⑬ 富士山世界文化遺産構成資産三保松原範囲の構成資産、緩衝地帯
- ⑭ 自然共生サイト

地域住民等への説明等

事業について住民は知ることができます。



事業の開始前には、地域住民等への説明が必要となります。

条例の対象施設※を設置しようとする者は、あらかじめ、地域住民等に対し、事業計画の内容を説明しなければなりません。

※条例骨子案4ページ参照

地域住民等とは…施設が設置される自治会・町内会の区域や事業の実施により自然環境、生活環境又は景観などの地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者

必要な手続

設置するにはどのような手續が必要になるの？



新規施設※の設置にあたり、事前に以下の手續が必要となります。

設置規制区域内への設置は、事前に市長の「許可」が必要となります。

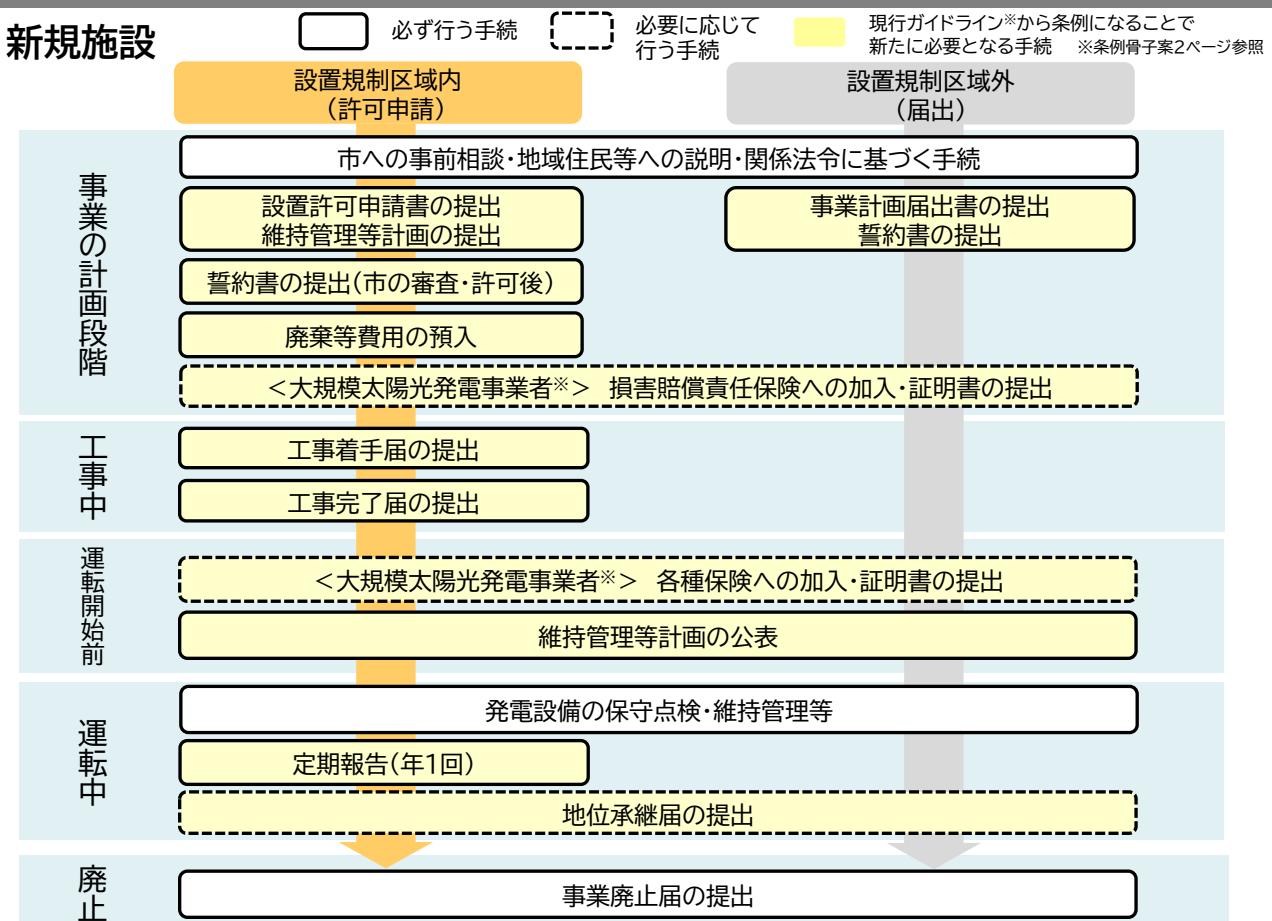
- 1 太陽光発電施設の全部又は一部が設置規制区域内にある施設を設置しようとする者は、施設の設置工事に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。
- 2 申請した施設が、規則で定める基準等に該当すると認められるときに限り、許可する。
- 3 設置許可を受けた者は、設置許可を受けた事項を変更しようとすることは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。
- 4 設置許可を受けた者は、次のいずれかに該当する場合においては、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
 - ・太陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了したとき
 - ・太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき

設置規制区域外への設置は、事前に市長への「届出」が必要となります。

- 1 太陽光発電施設の全部が設置規制区域外にある施設を設置しようとする者は、事業計画を市長に届け出なければならない。
- 2 事業計画を届け出た者は、事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。※条例施行日以降に設置の工事に着手する太陽光発電施設

手続の流れ

新規施設



*一箇所あたりの合計出力が1,000kW以上の太陽光発電事業者をいう。

維持管理等

維持管理等のために事業者は何をする必要があるの?



維持管理等計画を作成・公表し、適正な維持管理等を行う必要があります。

1

事業者は、維持管理等をするための計画（維持管理等計画）を作成・公表し、当該維持管理等計画に従い、維持管理等を行わなければならない。

2

維持管理等の基準は、平常時に常時安全かつ良好な状態を維持することや、太陽光発電施設の周辺において土砂の流出等が発生した場合又は発生が想定される場合に必要な措置を講ずること、土砂災害等により太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が発生した場合に復旧に必要な措置を速やかに講ずること。

3

大規模太陽光発電事業者は、損害賠償責任保険等必要な保険に加入しなければならない。

措置の内容及び罰則

条例が遵守されない場合、市はどうするの?



- 条例が遵守されない場合において、防災・環境保全・景観等に著しい影響を及ぼすときは、市からの「指導及び助言」「報告の徴収及び立入検査」「勧告」「措置命令」等を経て、「許可の取消し」や「事業者名等の公表」、「罰則」等の強制力のある措置が適用される場合があります。
- 事業者名等を公表したときは、経済産業省にその旨を通知し、FIT/FIP認定の取消しを求めます。
- 正当な理由なく措置命令に違反した者に対しては、50万円以下の罰金を規定します。



既存施設(条例施行日前に設置工事に着手した太陽光発電施設を含む)についても、将来にわたり安全かつ適正に維持管理や廃止後の処分がなされ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されるよう、必要な手続を定めます。既存施設には、施設を設置する際に必要となる手続は適用しませんが、設置後の適正な維持管理等のために必要な手続については、条例の附則で定めます。

<既存施設には適用しない手続(不遡及の原則)>

設置規制区域内・外共通	設置規制区域内	設置規制区域外
<ul style="list-style-type: none"> 誓約書の提出 標識の掲示 維持管理計画の作成・公表及び災害時の報告 大規模太陽光発電事業者の保険又は共済への加入 地位の承継 	<ul style="list-style-type: none"> 設置規制区域内における設置許可 変更許可 工事の着手等の届出 設置許可の取消し 維持管理等に関する定期報告 保証金の預入及び管理 保証金の預入に係る公表 保証金の使途 質権設定契約の解除等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の届出 事業計画の変更

<既存施設において「施行日まで」及び「施行日以降」に必要な手続(条例附則で規定)>

設置規制区域内・外共通	設置規制区域内	設置規制区域外
<ul style="list-style-type: none"> 適正な維持管理及び災害時の報告 既存施設の標識の掲示(施行日まで) 既存大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険等への加入(努力義務) 既存事業者の地位の承継 	<ul style="list-style-type: none"> 設置規制区域内の既存事業概要の届出(施行日まで) 誓約書の提出(施行日まで) 既存施設の維持管理等計画の作成・公表・届出(施行日まで) ※地域住民等に対する事業計画の内容説明、地域住民等の意見を踏まえた必要な措置(努力義務) 既存施設の維持管理等に関する定期報告 既存施設の変更許可(変更時) 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の維持管理等計画の作成・公表(努力義務)(施行日まで) ※維持管理等計画を変更した場合、変更後の維持管理等計画を公表(努力義務) 既存施設の事業変更届の提出(変更時)

スケジュール(予定)

R8年 1月	2月	3月	R8年度～
パブリック コメント	意見とり まとめ	条例内容の検討・制定・周知・条例施行(予定)	

期間:令和8年1月28日(水)～2月27日(金)

【意見の提出方法及び提出先】

意見応募用紙に必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

(1)郵送又は持参:〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 環境共生課あて

(2)ファクシミリ:054-221-1492

(3)電子申請:市ホームページにある応募専用フォームでご提出ください。

応募フォーム (<https://logoform.jp/form/79j2/1377578>)



【意見応募用紙と詳しい資料の配架・閲覧場所】

(1)環境共生課(静岡庁舎新館13階)

(2)各区役所の「市政情報コーナー」

(3)静岡市ホームページ

(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6347/s012260.html>)



【問い合わせ先】

静岡市 環境局 環境共生課 環境影響評価係

(電話:054-221-1466 FAX:054-221-1492)